

亀山市告示第24号

亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年2月16日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）による地域経済への影響が長期化する中、売上が減少し、融資による資金繰りを行っている事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を速やかに交付することにより、事業の継続を後押しすることを目的とする。

(支援金の名称)

第2条 この告示により交付する支援金は、亀山市事業継続緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）という。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 令和2年2月1日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少を条件とする次のいずれかに該当する融資の実行を受けていること。

ア 三重県中小企業融資制度による融資

イ 日本政策金融公庫の融資

ウ 商工組合中央金庫の融資

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、法人にあっては20万円、個人事業者にあ

っては10万円とする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月15日までに、亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該申請者に対し、支援金を交付する。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請により支援金の交付の決定を受けたとき。

（2）この告示の規定に違反したとき。

（3）前2号に掲げるときのほか、市長が交付対象者として適当でないと認めたとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した支援金の全額又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

亀山市長 様

亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付申請書

亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ	
氏 名	※法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。
住 所	〒 ※法人の場合は、主たる事務所の所在地を記入してください。
電話番号	

2 対象となる融資

融資制度名	
-------	--

3 支援金の振込口座

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義（フリガナ）		
口座名義		

4 添付書類

(1) 対象となる融資の実行がわかる書類の写し

ア 三重県中小企業融資制度による融資

(ア) 金銭消費貸借契約証書の写し（契約日及び借受け金融機関がわかるもの）

(イ) 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

(ウ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

イ 日本政策金融公庫の融資

(ア) 日本政策金融公庫が発行するお支払額明細書の写し

(イ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

(ウ) 事業所の所在地が確認できる書類

ウ 商工組合中央金庫の融資

(ア) 金銭消費貸借契約証書の写し（契約日及び借受け金融機関がわかるもの）

(イ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

(ウ) 事業所の所在地が確認できる書類

(2) 振込先口座（法人にあっては法人名義又は法人の代表者名義の口座、個人事業者にあっては申請者本人名義の口座に限る。）の通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

同意書兼誓約書

亀山市事業継続緊急支援事業支援金の交付を申請するに当たり、下記の事項について同意又は誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 本申請書の送付において、市が保有している個人情報の目的外利用について同意します。
- 2 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、交付された支援金の全額を返還します。
- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団と関係を有する者（以下「暴力団関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団関係者が、経営に事実上参画していません。

住所

氏名

印

※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名